

令和5年生駒市教育委員会

第11回定例会 議案

令和5年11月27日

生駒市教育委員会

令和5年生駒市教育委員会(第11回)定例会議案目録

議案番号	議 案 名	項
報告第17号	教職員人事異動方針について	1
議案第27号	令和5年生駒市議会第5回(12月)定例会提出議案の意見について	6
議案第25号	壱分幼稚園の認定こども園整備に関する基本計画の策定について	12

報告第17号

教職員人事異動方針について

生駒市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則（昭和60年4月生駒市教育委員会規則第6号）第6条第5号の規定により、次のとおり報告する。

令和5年11月27日提出

生駒市教育委員会

教育長 原 井 葉 子



教職第489号

令和5年11月16日

各市町村教育委員会教育長 殿

奈良県教育委員会教育長

教職員人事異動方針について

奈良県教育委員会では、本県教育の一層の充実を目指すため、別紙のとおり令和4年11月8日付けで、教職員人事異動方針を定めています。令和6年4月向け人事異動についても、同方針に沿って実施します。



教職員人事異動方針

令和4年11月8日
奈良県教育委員会

教職員人事異動方針を下記のとおり定める。

記

1 基本方針

教育に対する県民の期待と要望に応え、学校教育の一層の進展を期するため人事行政の秩序を保ち公正にして適切な人事異動を行う。

- (1) 各学校の教職員組織の充実と均衡を図るため、全県的な見地に立って、適材を適所に配置する。
- (2) 教職員の経験を豊かにし、気風の刷新を図るため、同一校長期勤務者の解消に努める。
- (3) 若手教職員の人材育成の観点から、多様な経験を積ませるために、積極的な人事異動に努める。
- (4) 児童・生徒の指導の充実強化を目指し教員の特性、経験を生かす異動に努める。

2 実施要領

人事異動に当たっては、所期の目的を達成するため、市町村教育委員会及び学校長との連絡協議を密にし、次のとおり行うものとする。

なお、特に、へき地教育、人権教育、特別支援教育並びに定時制・通信制教育の一層の振興を図るため、教職員組織の充実に努める。

(1) 任用

- ① 校長・教頭については、年齢、経歴にとらわれることなく校種、地域の実情、本人の特性等を考慮の上、原則として校長・教頭候補者名簿に登録された者の中から任用する。
- ② 小・中学校長の任用に際しては、県内全域を対象として適材を適所に配置する。
- ③ 教職員の新規採用者の配置については、採用候補者名簿に登録された者の資格、特性等を考慮の上で行う。

(2) 転任

- ① 小学校、中学校における市町村間・校種間の交流を積極的に進めるとともに、高等学校における地域・学科及び課程相互間、特別支援学校とその他の学校間、並びに教育委員会事務局と学校間等の交流を図る。
- ② 年齢・性別・教科・勤務年数等を考慮し、適材を適所に配置する。
- ③ 同一校に10年以上勤務する者については、地域や学校の実情を考慮しながら、原則として異動を行うこととする。なお、同一校10年未満勤務の者についても、長期的観点から段階的な異動に努める。
- ④ 新規採用後、初回の異動については、多様な経験を積ませるために、地域や学校の実情を考慮の上、早期の段階で行うこととする。小・中学校においては、県内全域の他市町村への異動を基本とする。

附 則

- 1 この方針は、令和5年4月1日人事異動から適用する。



教 職 第 4 9 0 号
令和 5 年 11 月 16 日

各市町村教育委員会教育長 殿

奈良県教育委員会教育長

令和 6 年 4 月教職員人事異動の重点について

本県教育の一層の充実を目指すため、教職員人事異動方針（令和 4 年 11 月 8 日策定）を踏まえ、別紙のとおり、令和 6 年 4 月小・中学校教職員人事異動の重点項目を定め、人事異動を行うこととしたので、通知します。



令和6年4月小・中学校教職員人事異動の重点項目

1 管理職及び県教育委員会事務局指導主事等への若手教員の積極的な登用を進める。

(教職員人事異動方針2(1)①、(2)②)

【趣 旨】 中央研修や大学院研修、人事交流等の機会を通し、次代を担う人材（ミドルリーダー）の育成に努めるとともに、魅力と活力ある学校づくりを進めるため、管理職及び県教育委員会事務局指導主事等への若手教員の積極的な登用を推進する。

2 女性管理職の積極的な登用を進める。

(教職員人事異動方針2(1)①)

【趣 旨】 本県の女性管理職が全管理職に占める割合は、全国的に低位な状況にある。女性教員の活躍する場と機会の充実を図ることにより、次代を担う女性教員の育成に努めるとともに、管理職への積極的な登用を推進する。

3 初回異動対象年限を4年～10年までとし、特別支援教育を複数年経験することを進める。

(教職員人事異動方針2(2)③④)

【趣 旨】 初回異動対象年限を4年から10年までとし、特別支援教育の専門性向上のため、採用後10年以内に特別支援学校教諭二種免許状取得など特別支援教育を複数年経験することを推進する。

4 人材育成を目的とした特別支援学校及び国公立学校との交流、並びに小中一貫教育及び特別支援教育・通級指導の充実を目的とした小・中学校間の交流を積極的に進める。

(教職員人事異動方針2(2)①)

【趣 旨】 小・中学校と県立特別支援学校間での相互交流は、短期(1年)から基本の3年間の期間において、お互いのノウハウを学び生かせるような人材を増やす。また、高度な研究を生かした指導を学ぶための国公立学校との交流や小中一貫で9年間を見通した学習指導・生徒指導等を進めるための小・中学校間の交流、特別支援教育・通級指導の充実を目指した小・中学校間の交流を推進する。

5 へき地教育推進のための公募制人事異動を進める。

(教職員人事異動方針2(2)①)

【趣 旨】 へき地教育に対し意欲のある教員を公立小・中学校及び義務教育学校から公募し、適材を適所に配置することで人事面から学校づくりを支援し、へき地教育の一層の充実を図る。

議案第 27 号

令和 5 年生駒市議会第 5 回（12 月）定例会提出議案の意見について

令和 5 年生駒市議会第 5 回（12 月）定例会提出議案の意見について、地方
教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 29 条の
規定により、教育委員会の意見を求める。

令和 5 年 11 月 27 日提出

生駒市教育委員会

教育長 原 井 葉 子

【提出議案】

- ・ 令和 5 年度生駒市一般会計補正予算（第 6 回）
- ・ 生駒市教育委員会委員の定数を定める条例を廃止する条例
- ・ 生駒市生涯学習施設条例の一部を改正する条例
- ・ 生駒市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を
定める条例の一部を改正する条例

歳入歳出補正予算事項別明細書

歳 出

(款) 8 教育費

(項) 1 教育総務費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			範		説明
				特	財源		区	分	
					定	地方債その他			
2 心の教育活動事業費	46,823	704	47,527			704	10 需用費	704	光熱水費
計	514,734	17,114	531,848			17,114			

(款) 8 教育費

(項) 2 小学校費

日	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			前		説明	
				特別 国庫支出金	地方 財源	その他	区	分		金 額
1 学校管理費	408,611	14,940	423,551				14,940	10 需用費	14,940	光熱水費
2 教育振興費	77,762	△ 3,520	74,242				△3,520	19 扶助費	△ 3,520	要保護及び準要保護児童・生徒就学援助費
計	486,373	11,420	497,793				11,420			

[単位 千円]

(款) 8 教育費

(項) 3 中学校費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳					区 分	金 額	説 明
				特定財源			一般財源				
				国庫支出金	地方債	その他					
1 学校管理費	235,296	10,097	245,393				10,097	10 需用費	10,097	光熱水費	
2 教育振興費	67,079	△ 2,448	64,631				△2,448	19 扶助費	△ 2,448	要保護及び準要保護児童・生徒就学援助費	
計	302,375	7,649	310,024				7,649				



議案第 73 号

生駒市教育委員会委員の定数を定める条例を廃止する条例の制定に
ついて

上記の議案を提出する。

令和 5 年 1 2 月 4 日

生駒市長 小 紫 雅 史

生駒市教育委員会委員の定数を定める条例を廃止する条例

生駒市教育委員会委員の定数を定める条例（平成 2 7 年 1 0 月生駒市条例第 3
1 号）は、廃止する。

附 則

この条例は、令和 6 年 1 月 1 日から施行する。



議案第 74 号

生駒市生涯学習施設条例の一部を改正する条例の制定について

上記の議案を提出する。

令和 5 年 1 2 月 4 日

生駒市長 小 紫 雅 史

生駒市生涯学習施設条例の一部を改正する条例

生駒市生涯学習施設条例（平成 2 3 年 9 月生駒市条例第 2 2 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の表中やまびこホールの項を削る。

第 7 条中第 2 号を削り、第 3 号を第 2 号とし、第 4 号を第 3 号とし、第 5 号を第 4 号とする。

第 1 2 条第 1 項及び第 1 3 条第 1 項中「やまびこホール及び」を削る。

別表第 1 の 1 の表を削り、別表第 1 の 2 の表備考中「消費税等相当額」を「消費税法（昭和 6 3 年法律第 1 0 8 号）の規定による消費税及び地方税法（昭和 2 5 年法律第 2 2 6 号）の規定による地方消費税に相当する額（以下「消費税等相当額」という。）」に改め、同表を別表第 1 の 1 の表とし、別表第 1 中 3 の表を 2 の表とし、4 の表を 3 の表とする。

附 則

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。



議案第 75 号

生駒市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する
基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

上記の議案を提出する。

令和5年12月4日

生駒市長 小 紫 雅 史

生駒市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を
定める条例の一部を改正する条例

生駒市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定め
る条例（平成26年12月生駒市条例第42号）の一部を次のように改正する。

第15条第1項第2号中「同条第11項」を「同条第10項」に改める。

第35条第3項中「同条第1号又は第2号」を「同号又は同条第2号」に改
め、「、「同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数」とあ
るのは「同条第2号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数」
と」を削る。

第36条第3項中「第6条第2項中」の次に「「特定教育・保育施設（認定こ
ども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。））」とあるのは「特定教育・
保育施設（特別利用教育を提供している施設に限る。以下この項において同じ。）
」と、」を、「第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定
子どもの総数」と」の次に「、「同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る
利用定員の総数」とあるのは「同条第1号に掲げる小学校就学前子どもの区分に

係る利用定員の総数」とを加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 25 号

壱分幼稚園の認定こども園整備に関する基本計画の策定について

壱分幼稚園の認定こども園整備に関する基本計画の策定について、生駒市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則（昭和60年4月生駒市教育委員会規則第6号）第2条第1号の規定により、次のとおり提出する。

令和5年11月27日提出

生駒市教育委員会

教育長 原 井 葉 子

壱分幼稚園の認定こども園整備に関する基本計画（案）

1 これまでの取組

(1) 検討協議の過程

- ① 令和2年2月 「今後の生駒市立幼稚園のあり方について」 答申
 - ・現状と課題の抽出
 - ・公立園の役割
 - ・公立園の適正な施設配置と運営 等
- ② 令和2年10月 「生駒市立幼稚園のあり方に関する基本的な考え方」 策定
 - ・望ましい規模を確保し、幼稚園に関する課題に対応するための具体的な方策 等
- ③ 令和3年8月 地域協議会からの「意見書」提出
 - ・なばた幼稚園、壱分幼稚園、俵口幼稚園、生駒台幼稚園のそれぞれに設置した地域協議会において議論を重ね、意見書がまとめられた。
- ④ 令和3年11月 「生駒市立幼稚園の再編に係る方向性」（以下、「方向性」）策定
 - ・壱分幼稚園の単独でのこども園化と、保護者・地域との協働、より良い教育活動の検討を進めていく。
 - ・生駒台幼稚園は、当面は引き続き公立幼稚園として継続する。こども園化を見据えた検討を進めていくこととする。
 - ・なばた幼稚園、俵口幼稚園においては、保護者や地域の方々と協議する場を創出する。

2 壱分幼稚園のこども園化について

(1) 認定こども園の整備

「方向性」に示されているとおり、壱分幼稚園をこども園として整備を進める。進めるにあたっては、「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（以下、「認定こども園法」）に基づく認定こども園とする。

(2) 認定こども園の整備手法

① 認定こども園の類型

認定こども園は、機能別に以下の4つの類型に分かれている。本市においては、保護者の高まる保育ニーズや多様化する就労形態及び教育・保育のさらなる質の向上に対応するため「幼保連携型」とする。

	幼保連携型	幼稚園型	保育所型	地方裁量型 (※)
法的性格	学校かつ 児童福祉施設	学校 (幼稚園＋保育所機能)	児童福祉施設 (保育所＋幼稚園機能)	幼稚園機能 ＋保育所機能
設置主体	国、自治体、学校法人、社会福祉法人	国、自治体、学校法人	制限なし	
職員要件	保育教諭 (幼稚園教諭 ＋保育士資格)	満3歳以上⇒両免許併有が望ましいがいずれかでも可 満3歳未満⇒保育士資格が必要		
給食提供	・2・3号の子どもに対する食事提供の義務 ・自園調理が原則・調理室の設置義務（満3歳以上は、外部搬入可）			
開園日等	11時間開園、土曜日の開園が原則	地域の実情に応じて設定	11時間開園、土曜日の開園が原則	地域の実情に応じて設定

※地方裁量型：幼稚園・保育所いずれの認可もない地域の教育・保育施設が、認定こども園として必要な機能を果たすタイプ

○ 幼保連携型が望ましい理由

- ・設置主体において、幼保連携型は、多くの保育所等で運営を実施している学校法人及び社会福祉法人が運営できるため、公募の際に応募者が多数見込める。幼稚園型では、社会福祉法人は設置できず、また、保育所型、地方裁量型においては制限がないため教育・保育の質の確保が課題となる。
- ・職員要件において、幼保連携型のみに幼稚園教諭と保育士資格の併有が義務付けられているため、より質の高い教育・保育サービスの提供が可能となる。
- ・開園日等について、幼保連携型及び保育所型が11時間及び土曜日開園が原則であり、保育ニーズの高い保護者に対応することができる。

② 設置・運営主体

幼児教育については、法的に「学校」として位置付けられていることから、国、地方公共団体、学校法人のみが設置できることとなっていたが、認定こども園法により、幼保連携型認定こども園の設置・運営主体は、社会福祉法人による運営も可能となっている。

よって、本市の幼保連携型認定こども園の設置・運営主体は、市が施設を整備し運営する「公設公営」、市が施設を整備し学校法人や社会福祉法人（以下、「法人」）が運営する「公設民営」、又は法人が施設を整備し運営する「民設民営」のいずれかが考えられる。

今回、市立壱分幼稚園を幼保連携型認定こども園として開園するにあたり、以下の点から「民設民営」により実施することが適していると考えられる。

- ・民間独自の長時間保育、課外授業や室内遊具の充実等、民間のノウハウによる保護者ニーズへの柔軟な対応ができること
- ・0歳児から2歳児（以下、「乳幼児」）までを受け入れるための保育室、給食を提供するための調理室、看護職員等が常駐となるための保健室、職員の増員に伴う職員

室等の施設整備にかかる経費及び開園後の運営にかかる経費に対して国や県の支援（補助金制度）を活用できること

③ 公私連携幼保連携型認定こども園の整備

市立幼稚園を「民設民営」の認定こども園とした場合、市立幼稚園が取り組んできた、教育・保育の質の向上、地域との繋がり、小学校への円滑な接続、特別な支援が必要な園児の受け入れ等の役割を法人が引き継ぎ、継続していくことが求められる。そのためには、認定こども園法第34条に基づく「公私連携幼保連携型認定こども園」とし、市と法人が以下の事項等について協定を結ぶことにより、市の関与を明確にすることができ、民設民営であっても、市の教育・保育の方針を反映できる。

【協定締結事項】

- 一 協定の目的となる公私連携幼保連携型認定こども園の名称及び所在地
- 二 公私連携幼保連携型認定こども園における教育及び保育等に関する基本的事項
- 三 市町村による必要な設備の貸付け、譲渡その他の協力に関する基本的事項
- 四 協定の有効期間
- 五 協定に違反した場合の措置
- 六 その他公私連携幼保連携型認定こども園の設置及び運営に関し必要な事項

(3) 認定こども園の整備計画

市立壱分幼稚園を認定こども園に移行するためには、乳幼児用の保育室やトイレ、調理室の新設、保健室や職員室の拡充が必要であり、これらを現在、市立壱分幼稚園に在園している園児の保育を継続しながら、法人が国庫等補助を得て行うには、全面建て替えが不可欠である。

定員は、近隣保育所等の状況も勘案し検討する必要があるが、0歳児6人、1歳児12人、2歳児12人、3歳児40人、4歳児60人、5歳児60人の合計190人程度を想定している。

【整備スケジュール】

	R 5	R 6	R 7	R 8	R 9
市立 老分幼稚園	現園を継続				閉園
	老分幼稚園 関係者への説明・意見聴取	保護者説明会 地元説明会 入園説明会での周知	入園説明会での周知	入園説明会での周知	
公私連携 幼保連携型 認定こども園	整備に関する 基本計画の策定	事業者選定・ 協定締結 実施設計	補助金申請 施設整備		開園

